

平成26年4月1日規程第53号

独立行政法人地域医療機能推進機構奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院（以下「病院」という。）が独立行政法人地域医療機能推進機構附属看護専門学校その他の看護師等養成施設（看護師養成施設及び助産師養成施設をいう。以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 奨学金の貸与及びそれに係る債権管理等は奨学金制度を活用する病院が行うものとする。

(貸与対象)

第3条 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができ、卒業後、奨学金を貸与する病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 低所得者世帯（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づき支給される児童扶養手当の基準額を準用し、当該学生の属する世帯の世帯員の所得が192万円に扶養親族1人につき38万円を加算した額未満の世帯）に属する者
- 二 入学試験の結果、奨学金の貸与を希望する理由等を総合的に勘案して選考された者

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、奨学金の貸与を行う病院の院長（以下「院長」という。）に対し、奨学生申請書（様式第1号）に院長が別に定める書類を添付し申請するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の人数)

第6条 第3条第1号に規定する者の貸与人数は限定しない。

2 第3条第2号に規定する者の貸与人数は、看護学校を併設する病院にあっては1学

年につき学生の定員の1割、看護学校を併設しない病院にあつては1学年につき4名を上限とする。ただし、助産師養成施設に在籍する学生に奨学金を貸与することにより貸与人数の上限を超える場合には、理事長の承認を受けた場合に限り、当該学生を対象として奨学金を貸与することができる。

(奨学金の額及び貸与期間)

第7条 奨学金の貸与額は原則として月額3万円を上限とする。ただし、地域の公的医療機関の奨学金の貸与状況を踏まえ、月額3万円を超える金額の貸与を希望する場合には、理事長に承認を受け、月額5万円を限度として貸与することができる。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第8条 奨学金の貸与方法は、院長が別に定めるものとする。

2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第9条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第10条 院長は、次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により奨学生を辞退したとき
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき
- 三 看護師養成施設にあつては新たな学年に進級できないとき、助産師養成施設にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき
- 四 就学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないとして判断されたとき

(奨学生の辞退)

第11条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第12条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を全額免除するものとする。

- 一 奨学生が、看護学校を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、常勤職員として引き続き第7条第2項に定める貸与期間相当の期間又は院長が別に定める期間(第7条第2項に定める貸与期間を超える期間に限る。)業務に従事したとき

- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき
- 2 院長は、奨学生が看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除することができる。
- 3 前2項の規定により返還の債務の全額又は一部を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返還)

第13条 奨学生は、看護学校等を卒業後、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額(前条第2項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額を減じた額)を返還しなければならない。

- 一 第10条の規定により奨学生の資格が取消されたとき
- 二 当該病院の職員採用試験に不合格となったとき
- 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき
- 四 前条第1項第1号で定める期間を満たさずに退職するとき

(延滞金)

第14条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第12条第2項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。)第25条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

(貸与要領の作成)

第15条 院長は、この規程に基づき奨学金の貸与を行う場合には、次の各号に掲げる事項に関する奨学金貸与要領を作成しなければならない。

- 一 奨学金の貸与対象に関する事項
- 二 奨学金の貸与申請に関する事項
- 三 奨学生の決定に関する事項
- 四 奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間に関する事項
- 五 奨学金の貸与方法及び利息に関する事項
- 六 保証人に関する事項
- 七 奨学生の資格の取消しに関する事項
- 八 奨学生の辞退に関する事項
- 九 奨学金の返還の債務の免除に関する事項
- 十 奨学金の返還に関する事項
- 十一 延滞金に関する事項

(奨学金台帳の作成)

第16条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、第12条第1項第1号で定める期間終了後又は返還終了後5年間保存しなければならない。

(本部への報告)

第17条 院長は毎年度、奨学金貸与に係る債権の管理状況について地域医療機能推進機構本部に対し報告をしなければならない。

(その他)

第18条 奨学金の貸与にかかる会計経理については、この規程に定めるもののほか、会計規程その地域医療機能推進機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日にすでに奨学生であった者の奨学金に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附則(平成28年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。